

サービス利用契約約款

第1条(目的)

本約款は、 Biz Architects 株式会社（以下「当社」と言います）が提供するコーチング授業および研修（以下、「本サービス」という）をその利用者（以下「利用者」と言います）に提供することを目的とする契約（以下、「本契約」と言います）の条件を定めるものです。

本約款は、本サービスを利用する全ての利用者に適用されます。

ただし、当社と利用者の中で個別の合意が締結された場合は、その合意が本約款に優先します。

第2条(契約の締結)

1 本サービスの利用申込者（以下、「利用申込者」と言います）は、本約款に同意の上、当社指定の本サービスの申込フォーム（以下、「申込フォーム」と言います）に必要事項を入力し、当社に送信していただきます。

その際に、利用申込者は、本約款別紙に授業内容および利用料金が記載された各授業コースを選択するものとします。

2 前項の方法による本サービスの利用申込みを当社が受領し、その内容を承諾することにより、同利用申込みおよび本約款の内容に従い、当該利用申込者と当社との本契約が成立するものとします。

3 第1項の方法による本サービスの利用申込みを当社が受領した場合、当社は当該利用申込者に対し、当社指定の方法（電子メール等の方法を含みます）により当該申込みの承諾ないし不承諾を通知します。

3 本サービスの利用申込みに応じたサービス提供が当社において不可能あるいは困難な場合、その他サービス提供が不相当と当社が判断した場合、当社は同利用申込みを承諾せず、本サービス提供を拒否することができます。

第3条(本サービスの内容)

1 本サービスの内容は、本約款別紙に記載の各授業コースのうち、利用申込者が申込フォームで指定し、当社がその提供を承諾したものとします。

2 当社は、利用者に対し、本契約の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって本サービスを提供する義務を負い、その範囲内で利用者による授業内容の習得に向けて最善を尽くしますが、利用者による授業内容の習得その他の何らかの結果を当社が保証するものではないことについて、利用者はあらかじめ

同意します。

第4条(本サービスの利用料)

- 1 本契約成立後、利用者は、当社に対し、本サービスの対価として、本約款別紙に記載の利用料（以下、「利用料」と言います）をお支払いいただきます。
- 2 利用料のお支払日およびお支払い方法は、本約款別紙に記載のとおりです。
- 3 利用料の振込手数料等は、利用者のご負担するものとします。
- 4 利用者が本サービスの一環ないしオプションとして購入した教材その他商品は、利用者による受領後は返品することができず、またその購入代金の返金も致しません。

第5条(キャンセル料)

- 1 利用者は、申し込んだ授業の開始●日前であれば、当社指定の方法により当社に通知をすることによって、本契約を解約することができます。
- 2 前項の日以降、利用者が自己都合により本契約の解約申込みをした場合、利用者は当社に対し、下記の金額をキャンセル料としてお支払いいただきます。
 - (1) 授業開始前日まで：利用料の●パーセント
 - (2) 授業開始日以降：利用料の全額
- 3 本条に基づき利用者が本契約を解約したことにより、当社が利用者に利用料の全部または一部の返金をする場合、その振込手数料等は利用者が負担するものとします。

第6条(同意事項)

- 1 利用者は、本契約の締結後、当社が利用者に対し電子メールや郵便、電話その他当社の任意の手段を用いて連絡を行うことにあらかじめ同意します。
- 2 利用者は、利用者から当社が得た情報を、当該利用者に関する情報であることが特定できないかたちで当社が利用する場合があることについてあらかじめ同意します。
- 3 利用者は、本契約の履行に必要な範囲において、利用者から当社が得た情報を当社が第三者に提供することにあらかじめ同意します。

第7条(本サービスの提供停止)

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、利用者への事前の通知および利用者による事前の承諾を要せずに、本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - (1) 利用者が利用料の支払いをその支払期日を超えておこなわない場合

- (2) 前号のほか、利用者が本契約に違反した場合
 - (3) 利用者が本サービスの利用申込みにおいて事実と異なる内容を記入していたことが判明した場合
 - (4) その他、当社の責に帰さない事由により本サービスの実施が困難となった場合
- 2 当社は、前項に定めるほか、予告期間を設けて当社指定の方法によって利用者に通知することによって、本サービスの一部ないし全部の実施を中止・中断することができるものとします。
- 3 当社は、前項による本サービスの中止・中断が発生した場合、それによって不実施となった授業の利用料を返金します。

第8条(禁止行為)

利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為をしてはならないものとします。

- (1) 本サービスの申込みおよび利用にあたって虚偽もしくは不正確な情報を当社に告知する行為
- (2) 他の利用者、当社、当社関係者その他第三者を誹謗中傷する行為
- (3) 他の利用者、当社、当社関係者その他第三者の財産、名誉、プライバシー、肖像権を侵害する行為
- (4) 本サービスほか当社の業務の運営を妨げる行為
- (5) 当社の信用を毀損する行為
- (6) 当社及び当社関係者に対する誹謗中傷、脅迫、強要その他当社の正常かつ円滑な業務の運営に支障をきたす行為
- (7) 公序良俗に反する一切の行為
- (8) その他、上記各行為に準じる行為

第9条(知的財産権の帰属)

- 1 本サービスの実施その他当社による本契約の遂行の過程で得られた発明、考案、意匠、著作物その他一切の成果に係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含み、以下「本知的財産権」という。）は、全て当社に帰属します。
- 2 利用者は、本契約において当社から提供を受けた著作物等の知的財産については、本サービスの利用の目的の範囲内でのみ使用を許諾されるものと

し、それ以外の利用（複製、転写、頒布等を含みますがそれに限られません）は一切できないものとします。

- 3 利用者は、本サービスの利用にあたって、当社の許可なく撮影・録画・録音をしてはなりません。

第10条(損害賠償)

当社が本契約に違反して利用者に損害賠償責任を負う場合、本契約に基づき当該利用者から当社が受領した利用料の総額を、賠償額の上限とします。

ただし、当社に故意又は重過失がある場合には生じた損害の全部について賠償責任を負います。

第11条(秘密保持)

- 1 当社は、本契約に関連して利用者から開示された一切の情報（以下、「秘密情報」と言います）については、利用者の事前の承諾がない限り、第三者に開示若しくは漏洩し、又は本契約遂行以外の目的に使用しません。

ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれません。

- (1) 利用者から開示された時点で既に公知となっていた情報又は開示された後に当社の責によらずして公知となった情報
 - (2) 利用者が開示を行った時点で既に当社が保有していた情報
 - (3) 当社が第三者から機密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (4) 利用者から開示された後に、開示された情報によらずに独自に開発された情報
- 2 前項にかかわらず、当社は、法令、金融商品取引所規則又は行政機関若しくは裁判所の命令等によって開示を義務付けられた秘密情報については、これを開示することができます。
 - 3 第1項にかかわらず、当社は、当社（再委託先を含みます）の役員、従業員又は弁護士、公認会計士若しくは税理士その他の法令上の守秘義務を負う専門家に対して秘密情報を開示することができます。
 4. 本条で定めるほか、当社は、本約款の他の条項が認める範囲で、秘密情報を利用することができます。

第12条(再委託)

- 1 当社は、第三者（以下「再委託先」という。）に対し、本サービス実施の全部又は一部を再委託することができます。
- 2 当社は、第1項に基づき再委託を行った場合は、再委託先をして本契約に定める当社の義務と同等の義務を遵守させ、再委託先が当該義務に違反したと

きは、再委託先による当該義務違反は当社の違反とみなして、その一切の責任を負います。

第13条(権利義務の譲渡禁止)

利用者は、当社の事前の承諾がない限り、本契約に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはなりません。

第14条(本契約の解除)

- 1 当社は、利用者に以下の各号に該当する事由が生じた場合には、利用者に対し何ら通知催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 利用料の不払いほか、本契約に違反したとき
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売、強制執行又は租税滞納処分を受けたとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社再生手続開始、特別清算開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てがあったとき又は自ら申し立てたとき
 - (4) その他利用者の責に帰すべき事由により、双方の間の信頼関係が困難となったと当社が判断したとき
 - (5) その他、前各号に準じる事由があるとき
- 2 当社が前項により本契約を解除した場合には、利用者に損害が生じても当社は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、またかかる解除により当社に損害が生じたときは、利用者はその損害を賠償します。
- 3 利用者又は当社は、いずれの責めにも帰さない事由により本契約を継続しがたい事情が発生した場合、相手方に対し書面でその旨を相当な期間を定めて通知することにより、本契約を無条件で解約することができます。

第15条(反社会的勢力の排除)

- 1 利用者及び当社は、相手方に対し、本契約締結日において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- (3) 不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 利用者及び当社は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 本契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 利用者及び当社は、前二項に違反する事項が判明した場合には、直ちに相手方に対して書面で通知します。
- 4 利用者及び当社は、相手方が前三項に違反した場合には、直ちに本契約の全部又は一部を解除し、かつ、これにより自己に生じた損害の賠償を請求することができます。この場合、相手方は、当該解除により自己に生じた損害の賠償を請求することはできません。

第16条(本約款の変更)

- 1 当社は、利用者の承諾を得ることなく本約款を変更することができ、その場合、本サービスその他本契約の内容は、変更後の約款によるものとします。
- 2 当社は、前項の変更を行う場合、利用者には不利益となる変更については、事前に利用者に対し、変更前の本約款の内容を、当社指定の方法でもって通知します。

ただし、上記通知が利用者の責によると判断される事由によって利用者には到達しなかった場合であっても、本約款の変更は有効となります。

第17条(協議)

本契約に定めのない事項又はこれらの解釈に関する疑義については、利用者当社双方が誠意をもって協議して解決します。

第18条(紛争解決)

1. 本契約の準拠法は日本法とします。
2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所ないし東京簡易裁判

所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上